

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成四年宮城県告示第四百三十七号（証紙代金収納計器の取扱いに関する事務を行う者の指定）の一部を改正する告示	(税 務 課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧（二件）	(農村振興課)	三
○都市計画の変更（二件）	(都市計画課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○宮城県公報第二六二〇号（平成二十六年十二月二十六日付け）中		六

告 示

○宮城県告示第四百二十三号

証紙代金収納計器の取扱いに関する事務を行う者の指定（平成四年宮城県告示第四百三十七号）の

一部を次のように改正し、平成二十七年四月七日から施行する。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「仙台市宮城野区中野字腰廻九十九番地」を「仙台市宮城野区中野四丁目一番地の三十八」に改める。

○宮城県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
縁側カフェ りら	塩竈市千賀の台三丁目八番一号	特定非営利活動法人 sea son	多賀城市笠神二丁目十四ー四十四	平成二十五年四月一日

二 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
縁側カフェ りら	塩竈市千賀の台三丁目八番一号	特定非営利活動法人 sea son	多賀城市笠神二丁目十四ー四十四	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇三七二	かなん 石巻市和測字笈入前一番地一	就労継続支援 B 型	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十七年四月一日
〇四一〇五〇〇二七六	ワークシヨップひまわり 気仙沼市赤岩牧沢三十八番地三号	就労継続支援 B 型	社会福祉法人 洗心会	平成二十七年四月一日
〇四一一二〇〇〇五八	若葉園 登米市東和町米川字西網木二十三番地十六	就労移行支援 B 型	社会福祉法人 恵泉会	平成二十七年四月一日
〇四一一二〇〇〇三三〇	すてっぶ 登米市石越町南郷字小谷地前一番地一	就労移行支援 B 型	医療法人財団 姉齒松風会	平成二十七年四月一日
〇四一一二〇〇〇三四八	登米市協豊里福祉作業所工房なかま 登米市豊里町新町九番地九	就労継続支援 B 型	社会福祉法人 登米市社会福祉協議会	平成二十七年四月一日
〇四一一三〇〇二四七	NP O ステップアツ プ 栗原市築館字荒田沢三十八番地一	就労継続支援 B 型	特定非営利活動法人 栗原市障害者就労支援センター	平成二十七年四月一日

○宮城県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一三〇〇二五四	ふくし工房かつらつ 栗原市高清水新桂葉二百七十八番二	生活介護（機能訓練）	社会福祉法人 豊明会	平成二十七年四月一日
〇四一一五〇〇四一六	すずかけの里 大崎市田尻字町浦二十二番地	就労移行支援 B 型	社会福祉法人 おおさきさくら福祉会	平成二十七年四月一日
〇四一一五〇〇七五四	ハーモニーさんぽん 大崎市三本木字善並田百十五番地一	就労継続支援 B 型	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十七年四月一日
〇四一一二〇〇〇八三	マザーアリス 刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地	就労継続支援 A 型	株式会社マザーアリス	平成二十七年四月一日
〇四一一三〇〇一八一	浦谷・放送字幕制作 センター 遠田郡浦谷町浦谷字滝田二十番地一	就労継続支援 A 型	株式会社まちの豆腐屋プロジェクト	平成二十七年四月一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
		廃止する指定障害福祉サービスの種類		

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年四月七日から平成二十七年五月十一日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第四百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画緑地

- 2 名称 二号岩沼沿海緑地

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 追加する部分

岩沼市下野郷字浜及び押分字須加原の各一部

- 2 廃止する部分

岩沼市下野郷字浜、同字赤江川及び押分字須加原の各一部

○宮城県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び巨理都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び巨理都市計画下水道

- 2 名称 阿武隈川下流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 追加する部分

なし

- 2 廃止する部分

岩沼市下野郷字赤江川及び同字浜の各一部

○宮城県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年三月二十二日	高橋久壽	巨理町字祝田十六番地	理事
平成二十七年三月二十二日	日下清一	巨理町長瀬字平場三十七番地二	理事
平成二十七年三月二十二日	渡辺成寿	山元町高瀬字南中須賀百六十四番地	理事
平成二十七年三月二十二日	菊地義光	山元町山寺字頭無二百十二番地	理事
平成二十七年三月二十二日	阿部賢一	山元町坂元字原一十五番地	理事
平成二十七年三月二十二日	日下正博	巨理町逢隈小山字内堀小八十六番地	理事
平成二十七年三月二十二日	菊地真悦	巨理町逢隈牛袋字館内八十八番地	理事

二 退任した者

平成二十七年三月二十一日	菊地 義光	山元町山寺字頭無二百十二番地	理事
平成二十七年三月二十一日	渡辺 成寿	山元町高瀬字南中須賀百六十四番地	理事
平成二十七年三月二十一日	小野 友二	巨理町長瀬字南原百九十四番地三百八十三	理事
平成二十七年三月二十一日	安住 隆一	巨理町長瀬字稲荷前六十九番地	理事
平成二十七年三月二十一日	日下 清一	巨理町長瀬字平場三十七番地二	理事
平成二十七年三月二十一日	高橋 久壽	巨理町字祝田十六番地	理事
平成二十七年三月二十一日	三品 幸徳	巨理町逢隈鹿島字宮前四十八番地	理事
平成二十七年三月二十一日	南部 靖	巨理町逢隈十文字字佐渡百二十八番地	理事
平成二十七年三月二十一日	安田 治夫	巨理町逢隈中泉字一里原十一番地一	理事

平成二十七年三月二十二日	我妻 一康	巨理町字桜小路五十番地二	理事
平成二十七年三月二十二日	三戸部 孝二	巨理町吉田字板橋百三十五番地十二	理事
平成二十七年三月二十二日	齋藤 盛夫	巨理町吉田字南上二百三十二番地一	理事
平成二十七年三月二十二日	志子田 孝夫	山元町高瀬字諏訪原四十三番地一	理事
平成二十七年三月二十二日	横山 忠昭	巨理町荒浜字上新田五十番地一	理事
平成二十七年三月二十二日	大友 孝章	巨理町逢隈榎袋字砂金百九十二番地	理事
平成二十七年三月二十二日	松本 俊彦	巨理町逢隈十文字字佐渡百四十三番地	監事
平成二十七年三月二十二日	鈴木 俊	巨理町吉田字村百十九番地	監事
平成二十七年三月二十二日	平間 義行	山元町高瀬字東石山原九十七番地	監事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十七年三月二十一日	平間 義行	山元町高瀬字東石山原九十七番地	理事
平成二十七年三月二十一日	阿部 俊一	巨理町字上茨田十九番地一	理事
平成二十七年三月二十一日	片岡 悟	巨理町逢隈高屋字前原百二十番地	理事
平成二十七年三月二十一日	阿部 賢一	山元町坂元字原一十五番地	理事
平成二十七年三月二十一日	庄子 兵三郎	山元町山寺字谷地二番地一	監事
平成二十七年三月二十一日	齋藤 武道	巨理町字悠里一番地八百一十一	監事
平成二十七年三月二十一日	武田 勝治	巨理町荒浜字松原四十一番地二	監事

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局みどりの風	石巻市蛇田字新塚寺百四十一一三	平成二十七年四月一日
上小路一 榊新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路百五十四一三	平成二十七年四月一日
一 榊新生薬局介護調剤センター	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二一	平成二十七年四月一日
なかじま薬局	大崎市古川中島町一 一 一 二	平成二十七年四月一日
さくら橋薬局調剤センタ	大崎市古川穂波六一二一二十三	平成二十七年四月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年四月七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
白石市福岡深谷南沖八番十、八番十一の一
部、八番十二、八番十三の一部、八番十四の一部、
八番十五、三十五番、同字兵庫屋敷十九番一、十
九番七、十九番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

白石市大手町一番一号
白石市土地開発公社

正 誤

○宮城県公報第二六二〇号(平成二十六年十二月二十六日付け)中

ページ 段

六 上

正

石巻市魚町一丁目二番十六地内四等三
角点石巻漁港

誤

石巻市魚町一丁目二一六番地内四等
三角点石巻漁港